

令和4年12月 川棚町議会臨時会会議録

令和4年12月2日 金曜日（午前10時開会）

出席議員（13人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	（欠員）	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

書 記 石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長 川 内 和 哉

教 育 長 諸 岩 達 哉

総 務 課 長
兼選挙管理委員会書記長 大 川 豊 文

行 政 係 長 井 原 和

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第45号 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第46号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第47号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1 0 : 0 0)

議 _____ **長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、令和4年12月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小谷龍一郎議員及び毛利喜信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 _____ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

日程第3 議案第45号

議 _____ **長** 次に、日程第3、議案第45号「川棚町議会議員の議員報酬及

び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

副 町 長 はい。議案第45号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

令和4年度の人事院勧告では、民間給与との比較に基づく給与等の引上げの勧告がなされており、国においてはその勧告に沿って国家公務員法の改正が行われ、その中において特別職の期末手当についても引上げの措置が講じられております。

本町の議会議員の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例をご提案しようとするものです。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは私から説明いたしますが、参考資料として令和4年の人事院勧告等に伴う給与条例等の改正の対応についてという資料をお配りしております。これによりまして、今回の人事院勧告の概要についてご説明をしたいと思います。

まず1番、人事院勧告の要旨であります、(1)月例給、先ほど副町長申し上げましたように、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合試験及び一般試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引き上げる、そういう勧告がなされております。そしてそれを踏まえ、20歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定が行われております。そういった月例給の勧告であります。

(2)ボーナス(期末手当・勤勉手当)についてであります、0.1月分の引上げ。再任用においては0.05月分の引上げ。そういう勧告であります。それを表に直したものが3つの表として掲げております。先ほどの勧告では特に明記はされておりませんが、それに伴いまして特別職の国家公務

員法の改正が行われまして、それが一番上の特別職の改正の表であります。4年度6月期、12月期ともに1.625月であります。これを12月期を1.675月に引き上げ、年間の手当額を3.25月から3.30月にしようとするものであります。そして、令和5年度につきましては、6月期、12月期、一律に1.65月、合計して3.30月にしようとするものであります。

次に、一般職の表であります。令和4年度期末手当につきましては、現行は期末手当については改定の勧告があっておりませんので、そのままであります。今回あっているのは、勤勉手当の引上げの勧告であります。現行が6月期、12月期ともに0.95月であり、合計して年間で1.90月であります。これを12月期を1.05月に引き上げまして、年間勤勉手当を2.0月にしようとするものであります。そして令和5年度につきましては、勤勉手当6月期、12月期も一律に1.00月、合計して2.0月にしようとするものであります。

次に再任用の表でありますけれども、令和4年度は、これは期末手当の改定はありません。勤勉手当の改定、これを現行0.45月、年間で0.90月であります。これを12月期に0.5月に引き上げまして、年間勤勉手当を0.95月にしようとするものであります。そして、令和5年度におきましては、勤勉手当を6月期、12月期、一律に0.475月にしようとするものであります。

そして、2番の改正を行う条例であります。

今回ご提案するのが、まず1番の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、これは期末手当の改正であります。そして2番、町長及び副町長の給与に関する条例、これも期末手当のみの改正であります。そして3番、職員の給与に関する条例、これは給料表の改正、そして勤勉手当の改正を行うとするものであります。そして4番、川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これは附則の追加を行うものであります。表の下に書いておりますように、3及び4は今回一括条例によりご提案をするものであります。

3番、国・長崎県の対応であります。

(1) 国家公務員におきましては、既に人事院勧告どおり国家公務員法の

改正が行われて、令和4年11月18日から施行をされております。

(2) 長崎県の対応であります。人事院勧告どおり、これは県の人事委員会の勧告も同様に行われまして、関係条例の改正を行おうという、今度県議会の11月定例会に上程をされております。

そして次に、実施(施行)時期であります。月例給に关しましては、令和4年4月1日に遡ります。そしてボーナスに关しましては、令和4年度に係る分は4年12月1日、そして5年度に係る分は令和5年4月1日からの施行というものであります。以上、人事院勧告の概要のご説明でございます。

それでは戻りまして、議案第45号の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の詳細を説明いたします。それでは新旧対照表でご説明をいたしますので、議案2枚目のページをお開きください。

まず、上の表が第1条による改正で、下の表が第2条による改正であります。

第1条による改正では、期末手当の支給について規定する第5条第2項において、現行では新旧対照表右側の改正前のおり「100分の162.5」であります。これを左側の改正後のように、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改めようとするものであります。このことによりまして、年間の支給割合を「100分の325」から「100分の330」になるものであります。

次に、下段の第2条による改正であります。これは、第1条により改正した期末手当の支給割合、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」としましたが、これを6月分も12月分も一律に「100分の165」に改めようとするものであります。それでは、議案1枚目の改正条例本文に戻ります。

附則をご覧ください。附則第1条第1項において、この条例は公布の日から施行する、さらにただし書きにより、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとしております。さらに附則第1条第2項において、第1条による改正後の規定は、期末手当の基準日である令和4年12月1日から適用す

るとしているものであります。

附則第2条につきましては、改正前において支給された期末手当は改正後の条例の規定による内払とみなすことを規定したものであります。以上、私からの説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。先ほどからこの人勸の説明がありましたが、特別職の国家公務員という説明があったんですけども、私の理解では特別職の国家公務員というのは、例えば駐留軍労務者とか、何か一定のそれこそ特殊な国家公務員で、一般の中央省庁とか、ああいう役所に勤めている人たちは一般職だと思いますが、その特別職というのはそういう理解でいいのでしょうかということをお聞きします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。ご説明をいたします。国家公務員でいう特別職でありますけれども、その職種については、こちらで明確には把握をしておりますけれども、端的に言いますと、勤勉手当を支給されない特別職です。例で言いますと、本町の特別職であります町長、副町長、これはもういわゆる雇われ人ではなくてですね、もうそういう特別な、もう自ら使用者の立場として行う立場にある、そういう方々は勤勉手当がないというものであります。あくまで一律に期末手当だけの支給となります。そういった方々の国家公務員法の改正がなされたわけなんです。したがって、議員の皆様方も勤勉手当がありません。ですから期末手当だけの改正ということで、その規定を準用したというふうにご理解いただければいいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい。田口議員。

8 番 田 口 その国家公務員の給与法というんですかね、なんかでその局長とか偉い人たちは指定職という給与表だったと思うんです。で、一般の人は一般職ということだったと思うんですが、その普通に勤務している公務員の人たちはそういうふうに一般職と指定職だったと思うので、特別職というのはそういったそもそもの職種の違う人たちというふうなことではないかなと思って、それでその概念が変わっていないのかどうかということちょっと聞きたいなと思ったんです。通常、今町長とか言われましたんで、通常何となく特別職と考えると何か国の中でも偉い人じゃないかなという印象がある

んですけども、違うのではないかなと思って今聞いているんですけど。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それではお答えいたします。明確に最初の答弁で申し上げましたように、明確な局長以上であるとか、どういう役職にあるかということまでは私の方では把握をしておりません。ただ、端的に言いますと勤勉手当が支給されない。これは相当に上位の方になろうと思いますが、そこは定かではありません。そういったことをご理解をいただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 16)

日程第4 議案第46号

議 長 次に、日程第4、議案第46号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

副 町 長 議案第46号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

議案第45号の際にご説明したとおり、国においては、今年度の人事院勧告に沿って給与等の引上げに係る国家公務員法の改正が行われており、その中において特別職の期末手当についても引上げの措置が講じられております。

本町の町長及び副町長の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例をご提案しようとするものです。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは私から説明いたします。新旧対照表でご説明いたしますので、議案2枚目のページをお開きください。

まず、上の表が第1条による改正で、下の表が第2条による改正であります。

第1条による改正では、期末手当の支給について規定する第2条において、現行では新旧対照表右側の改正前のおり「100分の162.5」ですが、これを左側の改正後のように、「6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改めようとするものであります。このことによりまして、年間の支給割合を「100分の325」から「100分の330」にしようとするものであります。

次に、第2条による改正であります。第1条により改正する期末手当の支

給割合、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」と改めますが、これを6月分も12月分も一律に「100分の165」に改めようとするものであります。それでは、議案1枚目の改正条例本文をご覧ください。

附則をご覧ください。附則第1条第1項において、この条例は公布の日から施行することとし、さらにただし書きにより、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとしております。次に、附則第1条第2項において、第1条による改正後の規定は、期末手当の基準日であります令和4年12月1日から適用するとしているものであります。

附則第2条は、改正前において支給された期末手当は、改正後条例の規定による内払とみなすことを規定しているものであります。

なお、教育長の期末手当につきましては、教育長の給与に関する条例、その中におきまして、町長及び副町長の例によるものとされております。したがって、今回教育長の給与に関する条例は改正を要しないものであります。以上で説明を終わります。

議 長 総務課長、先ほどの説明の中で、新旧対照表、先ほど「100分の62.5」と聞こえたんですけど、「162.5」ですよ。

総務課長 はい。すみません。改正前は「162.5」であります。訂正してお詫び申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:22)

日程第4 議案第47号

議 長 次に、日程第5、議案第47号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

副 町 長 議案第47号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

今回の職員の給与改定については、人事院の勧告と県の人事委員会の勧告を受けての改正であり、民間企業との格差を埋めるため、給料表の水準の引上げと、勤勉手当の支給割合の引上げに関する法案が、人事院勧告どおり国会において可決され、公布されたものであり、長崎県におきましても同様に給与条例の改正が県議会において可決されたところであり、本町職員の給与についても、国、県に準じて改正しようとするものです。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細については、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは、私から新旧対照表により説明をいたしますの

で、横長の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条による改正であります。これは第16条の4の勤勉手当の改正であります。第2項第1号の再任用以外の職員の支給割合について、現行の「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改めようとするものであります。このことによりまして、年間の支給割合が現行の「100分の190」から「100分の200」にしようとするものであります。

次に、第2号、再任用職員の支給割合についてであります。現行「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改めようとするものであります。このことによりまして、勤勉手当の年間支給割合を「100分の90」から「100分の95」にしようとするものであります。

さらに、その下に別表第1一般職給料表の改正をお示ししております。今回の人事院勧告を反映した新たな給料表に全て改めるものであります。次に、新旧対照表、左側にページを振っております。これの9ページをご覧ください。

9ページに第2条においての改正を記載しております。第16条の4勤勉手当の改正であります。第2項第1号、再任用以外の職員の支給割合について、第1条により改正した勤勉手当の支給割合を「6月に支給する場合には100分の95」、そして「12月に支給する場合には100分の105」としたものであります。これを6月分も12月分も一律に「100分の100」に改めようとするものであります。

次に第2号、再任用職員の支給割合についてであります。第1条の改正により改正した勤勉手当の支給割合についてであります。が、「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」としたものであります。これも6月分も12月分も一律に「100分の47.5」に改めようとするものであります。次に、新旧対照表の10ページ、一番最後のページをご覧ください。

これは、川棚町会計年度任用職員の給与、費用弁償に関する条例の改正であります。これは職員の給与に関する条例の規定を準用しておりますので、今回の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う取扱いについて、同条会計

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則に追加を行うものであります。この附則の追加で、令和5年3月31日までの間、改正前の規定の例による旨を規定しているものであります。議案の改正条例本文の附則をご覧ください。

第1条第1項におきまして、この条例は公布の日から施行するとしております。そしてただし書きにより、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとしております。そして第2項におきまして、第1条の改正後の規定は令和4年4月1日から適用するとしております。

そして附則第2条は、改正前において支給された給与は改正後条例の規定による内払とみなすという旨を規定したものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。水谷議員。

1 2 番 水 谷 ちょっと私がよくわからないでいるのが、会計年度の再任用職員の件なんです、採択基準あるいは制度、給与基準、これが川棚町として持っているのか、あるいは国に準じて設定されるのか、そこら付近をちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 お答えします。まず制度としまして、会計年度任用職員と再任用職員、これはまた別個の制度であります。

まず再任用職員につきましては、これは地方公務員法の定め、そして総務省のガイドラインというものがああります。それに準じて本町の規定をしておりまして、再任用職員に関するものも職員の給与に関する条例の中で規定をしているものと思います。

そして会計年度任用職員。これにつきましては、各地方公共団体の条例で定めるとしております。

ですから、これについては市町村で異なる場合がありますけれども、本町の場合、全国町村会のほうで示された標準的な条例、これを準用して規定していると、そういう状態でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番 水 谷 給与基準も一緒ですか。

議 長 総務課長。

総務課長 例えば、まず再任用についてご説明いたしますが、今回の条例の別表1の表を次のように改めるということで、給料表を付けております。この給料表の一番最後であります。ここに再任用職員の給料表を定めております。基本的に再任用職員は、この1級から7級まで、この固定額といえますか、いわゆる昇給がない状況であります。この再任用の表はここに準じているものであります。したがって、再任用を選択した職員、これは本人の希望等によりまして一定の職に就かせます。ですから、過去には係長職に充てた場合もあります。そして、役付きではない場合もあります。その場合は適宜この表に照らし合わせまして、例えば係長職であれば4級であるとか、係長でないものであれば3級であるとか、そういった給与の適用を辞令を交付して適用しているというものであります。

そして会計年度任用職員につきましては、これは条例及び規則で規定をしております。適宜その前歴換算であるとか、そういったものから給料、いわゆる格付けというものを行いまして、それで基本的に在職され、勤続が伸びれば昇給もあると、そういうものであります。以上です。

議長 ほかに質疑はありますか。福田議員。

1 番 福田 今回のあれで、給料そのものも一般職員は上がるんでしょうか。表が改正されている分と。それと、4月1日からとなっているので、12月じゃなくて、これはどういうふうな影響があるんでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 はい。それでは、新旧対照表の2ページ目をご覧ください。

これはちょうどページの関係で、表の見方として1級から7級までがその前の1ページに張り付いておりますのでちょっと見にくいんですが、2ページ目の右側の左には級を示しております。1番からずっと連番で示されております。すみません。これは号ですね。号を示す列であります。その横に左から順に1級、2級、3級、4級、7級までという、そういう見方をお願いします。

まず新旧対照表の右側、1級の1号、これを改正前においては14万6,100円としております。これが左側改正後をご覧くださいと、1級の1号は15万100円としております。これで4,000円の違い、引上げですね。これが最初参考資料でご説明しましたように、一般試験（高卒者）に係

る初任給、これが4,000円引き上げると申し上げましたが、こういったことで一番下位の人は約4,000円程度上がると、そういう見方をしていただけだと思います。そして、例えば3ページ目に25号、1級の25号、これが大卒初任者の大体格付けであります。これが右側の1級25号、18万2,200円とありますが、これが左側のように改正後においては、18万5,200円というふうに、3,000円引き上げられたものであります。これは最初参考資料で申し上げましたように、大卒程度の初任給が3,000円程度引き上げるというものであります。これが段々級が上がるこの引上げ幅が少なくなりまして、参考資料に書いておりますように、3級以上はほとんど改定がなしということになります。30代半ばまでの職員の改定となっているというものであります。そういう見方でこの表ご覧いただければと思います。

それでこの適用でありますけれども、4月1日に遡りますと。これは国家公務員、県等も全て同じであります。したがって、その差額については年内に差額支給という措置を行います。この予算の措置であります。この条例、可決決定いただきましたら、今回12月定例会に補正予算としてご提案をするものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:39)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年12月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(10:40)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 小谷龍一郎

会議録署名議員 毛利喜信